

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	松戸市 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

松戸市長

## 公表日

令和3年7月26日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2									
①システムの名称	庁内共通連携基盤システム(宛名システム等と同義)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</li> <li>宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と連携して保存し、管理する機能。</li> <li>中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号に連携する宛名情報等を通知する機能。</li> <li>既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に連携する宛名情報等を通知する機能。</li> <li>権限管理機能 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能及び個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバ、国民健康保険システム )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバ、国民健康保険システム )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバ、国民健康保険システム )									
システム3									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことにより、符号の取得及び各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」及び情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」を連携し、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>既存システム接続機能 中間サーバ及び既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。</li> <li>情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。</li> <li>セキュリティ管理機能 暗号化/符号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能。</li> <li>職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能及び特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									

システム4	
①システムの名称	番号管理システム
②システムの機能	<p>地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号を、各業務システムからの求めに応じ、庁内共通連携基盤システムを通じて必要な場合のみ個人番号を提供する。また、個人番号を必要としない業務については、庁内のみの連携キーである宛名番号を提供し、番号の参照経路を一元化することにより、セキュリティの強化を図る。 番号管理システムは、以下の番号を管理する機能を持つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>個人番号 地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号。</li> <li>団体内統合宛名番号 既存業務システムが管理している送付先等の宛名情報を中間サーバの符号及び個人番号と連携させ、個人を一意に特定するための番号。</li> <li>宛名番号 庁内における各業務システムと宛名及び業務情報のひも付けのために所持する番号。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバ、他業務システム )</p>
システム5	
①システムの名称	<p>国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(注)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</li> <li>高額該当回数の引継ぎ業務(詳細は別添1を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</li> <li>オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</li> </ol> <p>注 ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のこと</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 国民健康保険システム )</p>

システム6			
①システムの名称	<p>医療保険者等向け中間サーバ等</p>		
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>		
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 宛名システム等  <input type="checkbox"/> その他 ( </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム  <input type="checkbox"/> 税務システム  </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム 
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム 		



3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者台帳ファイル、国保総合(国保集約)システム	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表第一の30の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)</li> <li>別表第二 項番30</li> <li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務&gt;</p> <p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第7号、別表第二</p> <p>① 番号法別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「医療保険給付関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93)</p> <p>② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(9, 12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 78, 97, 106, 109, 120)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「国民健康保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(42, 43, 44, 45)</p> <p>(2) 別表第二省令第25条、第26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉長寿部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者台帳ファイル、国保総合(国保集約)システム	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者、擬制世帯主、特定同一世帯所属者、住所地特例者
その必要性	国民健康保険法に基づき、被保険者等の管理、療養費等の算定及び支給の実施、保険料の適正な賦課徴収を行う必要があるため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の被保険者の資格管理、保険証作成、保険料計算、保険料の通知、滞納処分、給付処理を行う上で必須となる情報である。</li> <li>・識別情報、連絡先等情報は事務全般に関して必要となる基本情報である。</li> <li>・業務関係情報のうち、国税関係情報、地方税関係情報は保険料計算及び医療の自己負担割合判定に使用、医療保険関係情報は給付処理に使用、雇用・労働関係情報は保険料計算(特例軽減)に使用、年金関係情報は資格管理、保険料計算(特別徴収)に使用する情報である。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福祉長寿部 国民健康保険課



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 公的年金保険者、千葉県国民健康保険団体連合会 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の自治体、他の国民健康保険団体連合会 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 千葉県国保連合会 )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 庁内共通連携基盤システム )	
③使用目的 ※	被保険者の資格情報管理、保険料計算、給付処理のため	
④使用の主体	使用部署	国民健康保険課、市民課、支所(常盤平、小金、小金原、六実、馬橋、新松戸、矢切、東部)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	(1) 国民健康保険の加入・脱退の届出受理、被保険者証交付、高齢受給者証交付。 (2) 保険料の賦課、保険料納入通知。 (3) 療養の給付、出産育児一時金・葬祭費、高額療養費支給、限度額適用認定証交付、標準負担額減額認定証交付、特定疾病療養受療証交付。 (4) 保険料の徴収・還付、督促状送付。 (5) 滞納処分、催告書送付、被保険者資格証明書交付。 【千葉県内の市町村間の転出入の場合】 国民健康保険の被保険者資格、高額療養費の支給に関する情報を都道府県単位で管理するため、国保総合(国保集約)システムで個人番号を使用する。 (6) オンライン資格確認の準備業務。	
	情報の突合	個人番号をキーとして事務全般において個人を特定する。その個人番号を元に、住民記録情報や所得情報を得て国民健康保険の資格管理や保険料計算を行う。 【千葉県内の市町村間の転出入の場合】 届出等に記載された個人番号と国保総合(国保集約)システムを通じて取得した情報を突合し、資格継続、高額療養費該当の引継ぎを行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	帳票作成等作成委託	
①委託内容	被保険者証作成、納入通知書作成、限度額適用認定証更新勧奨通知作成、督促状作成、催告書作成、口座入力データ作成	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書の条文中に基づき、書面にて再委託の申請があったものに対し、再委託の相手方に業務の適正な履行を求めることを条件に承諾を行う。
	⑥再委託事項	アウトソーシング業務に係る用紙作成・出力・加工業務
委託事項2	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	千葉県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他本市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項3	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号とのひも付け管理などを行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	千葉県国民健康保険団体連合会	
④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	

再委託	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の千葉県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、千葉県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。  ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること  ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること  ・日本国内でのデータ保管を条件としていること  ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>				
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)				
<b>委託事項4</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務				
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。				
②委託先における取扱者数		<table border="0"> <tr> <td>[</td> <td>10人以上50人未満</td> <td>]</td> <td> &lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	[	10人以上50人未満	]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
[	10人以上50人未満	]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名		社会保険診療報酬支払基金				
再委託	④再委託の有無 ※	<table border="0"> <tr> <td>[</td> <td>再委託する</td> <td>]</td> <td> &lt;選択肢&gt;  1) 再委託する 2) 再委託しない </td> </tr> </table>	[	再委託する	]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	[	再委託する	]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。  ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること  ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること  ・日本国内でのデータ保管を条件としていること  ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>				
⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 4 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	「(別紙1)特定個人情報の提供先一覧」に記載
①法令上の根拠	「(別紙1)特定個人情報の提供先一覧」に記載
②提供先における用途	「(別紙1)特定個人情報の提供先一覧」に記載
③提供する情報	「(別紙1)特定個人情報の提供先一覧」に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>移転先1</b>	市民部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民票への記載
③移転する情報	国民健康保険資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内共通連携基盤システム )
⑦時期・頻度	資格情報の異動発生時に随時連携
<b>移転先2</b>	健康福祉部 健康推進課
①法令上の根拠	1.番号法第9条2項 2.松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項
②移転先における用途	国民健康保険被保険者に対する勧奨
③移転する情報	国民健康保険資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内共通連携基盤システム )
⑦時期・頻度	日次連携(夜間バッチ処理)

<b>移転先3</b>	福祉長寿部 障害福祉課
①法令上の根拠	1.番号法第9条2項 2.松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項
②移転先における用途	松戸市重度心身障害者医療費の助成金支給に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者のうち助成金支給対象者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次提供(対象者のみ)
<b>移転先4</b>	子ども部 子育て支援課
①法令上の根拠	1.番号法第9条2項 2.松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項
②移転先における用途	松戸市子ども医療費及び松戸市ひとり親家庭等医療費の助成金支給に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者のうち助成金支給対象者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次提供(対象者のみ)



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### ○保管

#### 1. 届出書及び印刷物における措置

・特定個人情報が記載されている届出書及び印刷物は、施錠できるキャビネットに保管する。

#### 2. 既存国民健康保険システム、庁内共通連携基盤システムにおける措置

(1) 特定個人情報はデータセンター及び庁内のサーバ室に設置された既存国民健康保険システム及び庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップデータもデータセンター及び庁内のサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。

(2) 本市では国民健康保険システムデータを磁気ディスクで調製しており、入退室管理されたサーバ室に設置し、アクセス制御機能のあるシステムで保管している。

(3) システムが設置されるサーバ室の入口での入退室チェックを行い、許可された者のみが入室できる。

(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、利用事務・利用機能の制限をし、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ保存)を行っている。

(5) 一般ユーザが使用する既存住基システム端末については、生体認証によるパソコンのログイン、システムのログインを行っている。

#### 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

(1) 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。

(2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

### ○消去

#### 1. 届出書及び印刷物における措置

特定個人情報が記載されている届出書及び印刷物は、施錠できるキャビネットに保管し、廃棄の際はシュレッダー処理等を行い、外部業者による処理の場合は、セキュリティに関する覚書等を取り交わし、溶解証明書等の提出を義務付ける。

#### 2. 既存住基システムにおける措置

特定個人情報の消去は、保管期間を経過し、システムを圧迫するような状況となった場合のみ、システム管理部門の管理・指示により実施する。

#### 3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置

(1) 特定個人情報の消去は、保管期間を経過し、システムを圧迫するような状況となった場合のみ、システム管理部門の管理・指示により実施する。

(2) ディスク交換及びハード更改等の際は、庁内共通連携基盤システムの保守事業者により、保存された情報が読出しできないよう、物理的に破壊し、又は専用ソフト等を利用し、完全に消去する。

#### 4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

(1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

(2) ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

## 7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ◆資格・賦課・給付

1.レセプトエラー 2.レセプト累積0 3.過誤レセプト 4.介護2号適用除外 5.給付コメント 6.給付証交付履歴 7.給付証発行履歴 8.旧社保扶養者減免申請 9.個人コード 10.高額介護合算申請書 11.高額世帯 12.高額明細 13.高齢判定 14.高齢判定経過措置 15.国保MPN履歴 16.国保異動ファイル 17.国保個人 18.国保個人コメント 19.国保個人要件 I 20.国保世帯コメント 21.再審査 22.支給額計算結果 23.支給額計算結果内訳 24.資格異動確認書 25.資格異動確認書個人 26.資格個人 27.資格個人その他履歴 28.資格個人一般履歴 29.資格個人学遠履歴 30.資格個人資格短期証履歴 31.資格個人退職履歴 32.資格住所履歴 33.資格証発行個人履歴 34.資格証発行履歴 35.資格世帯 36.資格世帯記事 37.資格世帯主履歴 38.資格他業務連携 39.資格転出先 40.資産 41.資産要件更正 42.資産要件履歴 43.自己負担情報 44.自己負担情報全件 45.失業軽減申請 46.住所地特例管理 47.所得 48.所得資産個人 49.所得照会簡易申告履歴 50.所得要件更正 51.所得要件履歴 52.申請書 53.世帯記事 54.世帯更正減免 55.前期高齢者基準収入申請 56.前期高齢者月別資格 57.前期高齢扶養控除 58.他国保 59.多数回判定 60.代理人 61.特徴停止対象者 62.特徴履歴 63.納通発行履歴 64.非課税判定 65.扶養管理 66.賦課異動事由 67.賦課個人 68.賦課個人失業軽減 69.賦課世帯 70.賦課世帯失業軽減 71.賦課退職

### ◆収滞納

1.OCRデータ 2.OCRデータ\_収入明細用 3.かな変換 4.コード管理 5.コード管理\_EE 6.コード詳細 7.コード詳細\_EE 8.コンビニ確報エラーリスト 9.コンビニ確報データ 10.コンビニ確報延滞金確認リスト 11.コンビニ確報累積データ 12.コンビニ速報データ 13.コンビニ速報累積データ 14.その他調査 15.レセプト 16.宛名コード切替履歴 17.按分率 18.医療区分 19.延滞金減免除 20.延滞金減免除税目 21.延滞金減免除中間 22.完納分削除事象マスタ 23.完納分削除対象 24.換価猶予 25.換価猶予税目 26.管理票 27.還付者一覧 28.還付者一覧\_充当無 29.還付者一覧\_充当有 30.還付通知書 31.還付通知書\_排他管理 32.還付通知書\_排他管理\_保管分 33.還付通知書\_保管分 34.還付通知書番号管理 35.還付通知書番号管理\_保管分 36.還付汎用 37.還付番号管理 38.還付番号管理\_保管分 39.還付明細 40.還付明細\_保管分 41.関連付け 42.義務者別担当者 43.繰上徴収 44.繰上徴収税目 45.携帯調査 46.計画実績 47.計画実績\_異動分 48.減額更正還付者一覧 49.減免後延滞金税目 50.個人情報 51.個人別発送履歴 52.交付要求 53.交付要求その他財産 54.交付要求その他財産変更履歴 55.交付要求マンション 56.交付要求マンション階表示 57.交付要求マンション階表示変更履歴 58.交付要求マンション変更履歴 59.交付要求家屋 60.交付要求家屋階表示 61.交付要求家屋階表示変更履歴 62.交付要求家屋変更履歴 63.交付要求権利者 64.交付要求権利者変更履歴 65.交付要求執行機関 66.交付要求税目 67.交付要求税目変更履歴 68.交付要求土地 69.交付要求土地変更履歴 70.交付要求付属屋 71.交付要求付属屋変更履歴 72.交付要求敷地権 73.交付要求敷地権変更履歴 74.交付要求変更履歴 75.交付要求弁護士 76.公売その他財産 77.公売その他財産変更履歴 78.公売マンション 79.公売マンション変更履歴 80.公売家屋 81.公売家屋変更履歴 82.公売電話 83.公売電話変更履歴 84.公売土地 85.公売土地変更履歴 86.更正課税確認 87.高額医療 88.国保還付額内訳 89.国保還付額内訳\_保管分 90.国保更正確認一覧 91.国保充当額内訳 92.国保充当額内訳\_保管分 93.国保所得控除資料発行履歴 94.差押その他 95.差押その他財産 96.差押その他財産変更履歴 97.差押その他変更履歴 98.差押マンション 99.差押マンション階表示 100.差押マンション階表示変更履歴 101.差押マンション変更履歴 102.差押家屋 103.差押家屋階表示 104.差押家屋階表示変更履歴 105.差押家屋変更履歴 106.差押還付金 107.差押還付金変更履歴 108.差押給与 109.差押給与変更履歴 110.差押共通 111.差押共通変更履歴 112.差押権利者 113.差押権利者変更履歴 114.差押債権等 115.差押債権等変更履歴 116.差押持分出資金 117.差押生命保険 118.差押生命保険変更履歴 119.差押税目 120.差押税目変更履歴 121.差押電話 122.差押電話変更履歴 123.差押電話明細 124.差押電話明細変更履歴 125.差押土地 126.差押土地変更履歴 127.差押不動産 128.差押不動産変更履歴 129.差押付属屋 130.差押付属屋変更履歴 131.差押敷地権 132.差押敷地権変更履歴 133.差押預貯金 134.差押預貯金変更履歴 135.財務会計連携\_排他管理 136.財務会計連携データ\_13204 137.財務会計連携データ中間\_13204 138.財務会計連携データ累積\_13204 139.指定番号修正依頼発行履歴 140.事象 141.時効中断停止 142.時効中断停止税目 143.時効予定日入力 144.時効予定日入力税目 145.執行停止 146.執行停止税目 147.取込中間テーブル 148.取込中間テーブル\_MPN 149.取込中間テーブル\_振替 150.取込中間テーブル\_特徴 151.取込中間テーブル\_特徴MT 152.取込中間テーブル\_年特 153.充当票ワーク 154.充当明細 155.充当明細\_保管分 156.処理てん末 157.処理状況管理 158.所有権移転納税者 159.承認 160.消込結果 161.証明書停止 162.生保調査 163.税額期別 164.税額期別\_異動分 165.税額期別\_仮徴収 166.税額期別\_退避分 167.税額期別\_保管分 168.税額更正履歴\_確認リスト用 169.税額通知書 170.税額通知書\_異動分 171.税額通知書\_仮徴収 172.税額通知書\_欠損分\_時効 173.税額通知書\_欠損分\_執行停止 174.税額通知書\_退避分 175.税額通知書\_保管分 176.税額通知書枝番付様分コード付 177.税額変更履歴 178.税額変更履歴\_仮徴収 179.税額変更履歴\_保管分 180.前回確報取込結果 181.前回速報データ取込結果 182.前回納付書取込結果 183.前回納付書取込結果\_年特 184.前処理コンビニ確報データ 185.前処理コンビニ速報データ 186.全納チェック中間テーブル 187.他業務電話 188.担保その他 189.担保マンション 190.担保マンション階表示 191.担保家屋 192.担保家屋階表示 193.担保土地 194.担保付属屋 195.担保敷地権 196.貯金調査 197.帳票備考欄管理 198.帳票用連絡先 199.徴収猶予 200.徴収猶予セットアップ 201.徴収猶予税目 202.調査マンション 203.調査マンション階表示 204.調査家屋 205.調査家屋階表示 206.調査還付 207.調査給料 208.調査共通 209.調査携帯 210.調査生保 211.調査定型文 212.調査電話 213.調査土地 214.調査付属屋 215.調査敷地権 216.調査文言表示 217.調査預貯金 218.追徴延滞金 219.通番発送履歴 220.特記履歴 221.特徴個人更正履歴 222.特徴個人税額 223.特徴個人税額\_異動分 224.特徴自動充当中間テーブル 225.特徴納入データ 226.特徴納付サービス\_累積 227.督促引抜 228.督促告停止 229.督促告停止税目 230.読取\_MPNエラー 231.読取\_MPNワーニング 232.読取\_アンマッチ 233.読取\_延滞金のみ納付 234.読取\_金額不一致 235.読取\_収入明細 236.読取\_全納チェック 237.読取\_特徴自動充当 238.読取\_特徴納入明細 239.読取\_翌年度課税 240.納期特例 241.納期特例税目 242.納税証明書発行履歴\_13204 243.納税証明書発行履歴明細\_13204 244.納付区分変換 245.納付受託 246.納付受託計画 247.納付受託税目 248.納付受託明細 249.納付書エラーリスト 250.納付書更正履歴 251.納付書取込\_排他管理 252.納付書振替集計 253.納付書振替集計\_帳票用 254.納付書発行履歴 255.納付書変更履歴 256.納付書変更履歴\_保管分 257.納付書履歴 258.納付書履歴\_退避分 259.納付書履歴\_保管分 260.納付書履歴\_メモ 261.納付書履歴中間 262.配当 263.配当割譲渡割戻データ 264.配当割譲渡割戻データ取込履歴 265.配当割譲渡割戻付明細 266.配当割譲渡割戻付戻入履歴 267.配当割譲渡割戻財務会計連携明細 268.配当者 269.配当者変更履歴 270.配当変更履歴 271.配当明細 272.配当明細変更履歴 273.発行履歴 274.不納欠損 275.不納欠損\_即時分 276.不納欠損\_保管分 277.不納欠損税目 278.不納欠損税目\_即時分 279.不納欠損税目\_保管分 280.賦課口座要件 281.賦課更正情報 282.賦課収納連携 283.賦課収納連携制御 284.賦課収納連携履歴 285.分納誓約 286.分納誓約計画 287.分納誓約税目 288.変換前配当割譲渡割戻データ 289.変換前編集後OCRデータ 290.抹消分税額期別 291.抹消分税額期別\_保管分 292.抹消分税額通知書 293.抹消分税額通知書\_保管分 294.予定者 295.預金調査 296.累積不一致 297.口座振替委託者管理 298.口座振替作成条件 299.口座振替収納日設定 300.口座振替集計 301.口座振替対象者 302.口座振替対象者管理 303.口座振替対象者管理\_移行時 304.口座振替対象者管理\_分納 305.口座振替媒体作成 306.口座振替履歴管理 307.全税目分口座振替結果 308.特徴口座振替委託者管理 309.特徴口座振替作成条件 310.特徴口座振替収納日設定 311.特徴口座振替集計 312.特徴口座振替対象者管理 313.特徴口座振替履歴管理

◆オンライン資格確認関係

・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険被保険者台帳ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置                  窓口において申請内容及び本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳密に行うとともに、システムへの情報の登録を行う入力者と、入力者以外の者が入力内容を確認することにより、対象者以外の情報の入手を防止する。                  &lt;国保連合会からの入手における措置&gt;                  ・国保総合PCにおける措置                  ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(注)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。                  ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。                  注 ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号がひも付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号をひも付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>2. 対象項目以外の情報を入手することを防止するための措置                  ・届出書の様式は、業務に必要な項目のみに限っている。                  ・業務に必要な項目の情報以外を登録できないことをシステム上で担保している。</p> <p>3. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置                  &lt;国保連合会からの入手における措置&gt;                  ・国保総合PCにおける措置                  ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(注)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。                  注 ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている            2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

#### 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 国民健康保険システムにおける措置 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えたひも付けが行われないように措置している。</p> <p>2. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1)個人番号利用事務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 (2)個人番号利用事務以外の業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないよう連携構築及びアクセス制御を行う。</p> <p>3. 国保総合PCにおける措置 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(注)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報とのひも付けが行われるリスクを軽減している。 注 ここでのGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. 定められた方法により、認証を行う。 2. ユーザごとに利用可能な機能を制限することにより、不正利用が行えない対策を実施する。 3. システムを利用できる端末を制限することにより、不要な端末からアクセスできないようにする。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>
その他の措置の内容	<p>1. アクセス権限の発効管理・失効管理を行う。 2. 共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 3. アクセス権限の失効時にはシステムの権限だけでなく、端末にログインするためのアカウントも停止させる。 4. 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す。 5. 年に1回程度、記録事項に問題がないか点検を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[                      定めている                      ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	1. 管理責任者等を含む、人員、業務の管理体制を、あらかじめ文書で提出する。 2. 直接又は間接に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。 3. 許可なしにデータを指示目的以外に使用又は第三者へ提供してはならない。 4. 許可なしにデータを複写又は複製してはならない。 5. 必要と認めたときは、委託先に対して業務の処理状況の調査及び報告を求めることができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[                      十分に行っている                      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	契約に基づき再委託等は原則として禁止し、業務の処理を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ事業者からの書面による申請の上、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでないとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[                      十分である                      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 「機密情報の取扱いに関する覚書」を取り交わす。</p> <p>2. 外部委託業者の選定に際しては松戸市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者に対して個人情報保護管理体制が適切かどうかを適時確認する。</p> <p>3. 個人情報保護に関する規程、体制の整備、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、利用者の認証、許可、操作ログの記録を明確化し、業者の個人情報保護管理体制を確認した結果、基準に満たない業者とは委託契約を締結しない。</p> <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電磁的記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電磁的記録媒体はシュレッダーで粉砕し、破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>		



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 2. 提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。		
その他の措置の内容	・庁内共通連携基盤システムを利用した情報の提供・移転は全て記録を残しており、どのシステムから提供・移転の要求があったかまで記録する。 ・サーバ室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク (1) 許可した提供・移転先にのみデータを提供・移転する機能を整備し、厳格に管理する。 (2) 提供・移転に関する運用方法及び手続を明確に管理し、周知する。			
2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク (1) データの提供・移転は、管理者権限を付与された者のみが行う。 (2) 許可された提供・移転先にのみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に確認・管理する。 (3) 番号法等の法令で定められた相手に対し、提供・移転先に応じた項目のみを提供・移転できる機能をシステム上で構築する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置  (1) 特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。  (2) 特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検を行う。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  (1) 情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行及び照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証の受領後、情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供及びセキュリティリスクに対応している。  (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (注2) 番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (注3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能及び特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の提供時には、情報照会・情報提供(参照を行った時刻・端末・職員・住民の情報等)の記録をデータベースに逐一保存することにより、不正な提供を防止する。</p> <p>1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置  (1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。  (2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。  (3) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムへの接続は不可能であり、管理者のみが設定及びサーバにアクセスできる。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  (1) 情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるか、チェックを実施している。  (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することにより、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことにより、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより安全性を確保している。</p> <p>(3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことにより、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>1. 本市における物理的対策</p> <p>(1) 届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する。</p> <p>(2) セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。</p> <p>(3) 許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室を可能とする。</p> <p>(4) サーバ室内には生体認証設備及び監視カメラを設置する。</p> <p>(5) バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。</p> <p>(6) 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。</p> <p>2. 本市における技術的対策</p> <p>(1) コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行う。</p> <p>(2) 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <p>(1) 市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</p> <p>(2) 国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。</p> <p>(3) 国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</p> <p>(4) 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p>(5) オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>3. 取りまとめ機関における措置</p> <p>支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報とひも付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 中間サーバ・プラットフォームにおける物理的措置</p> <p>(1) 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所の入退室者管理、有人監視及び施錠管理を行う。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>		

## 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける技術的措置

- (1) 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルス及びハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- (2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1. 所管課における措置 個人情報保護について、随時、所属内研修を実施する。具体的には、年度当初に重要情報の取扱いに関する教育・啓発を実施する。他機関における事故等が発生した場合は、その原因と対策を速やかに把握し、事務における教育・啓発を行う。</p> <p>2. 本市における教育・啓発 (1) 情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。 (2) 松戸市情報セキュリティポリシーに準拠し、違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。</p> <p>3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 (2) 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、あらかじめ運用規則等について研修を行う。</p> <p>4. 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 (1) 教育事項 国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 (2) 教育頻度 年間1回程度 (3) 教育方法 集合教育 (4) 教育対象 職員及び嘱託員 (5) 違反行為に対する措置 違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 (6) 委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 (7) 教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>5. サイバーセキュリティに関する教育・啓発 (1) 教育事項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの (2) 教育頻度 概ね一年ごと (3) 教育方法 未定 (4) 教育対象 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 (5) 違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 (6) 委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 (7) 教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>注 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>1. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>2. 取りまとめ機関における措置 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	

## Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107
②請求方法	松戸市個人情報の保護に関する条例第10条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、窓口提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-712-0141
②対応方法	問合せ受付時に、その対応について記録を残す。

## Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年11月25日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	I 基本情報7.他の評価実施機関	記載なし	—	事後	事項に該当しないため。
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・移転J(委託に伴うものを除く。)移転先2①法令上の根拠	番号法第9条2項に基づく条例	1.番号法第9条第2項 2.松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項	事後	法令上の根拠条例制定のため修正。
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・移転J(委託に伴うものを除く。)移転先3①法令上の根拠	番号法第9条2項に基づく条例	1.番号法第9条第2項 2.松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項	事後	法令上の根拠条例制定のため修正。
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・移転J(委託に伴うものを除く。)移転先4①法令上の根拠	番号法第9条2項に基づく条例	1.番号法第9条第2項 2.松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項	事後	法令上の根拠条例制定のため修正。
平成28年5月25日	IIIリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託その他の措置の内容	記載なし	—	事後	事項に該当しないため。
平成28年5月25日	IIIリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事項が発生したか	発生あり	発生なし	事後	発生事故が過去3年以内ではなくなったことにより修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年5月25日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②システムの機能	4 取滞納・減免管理…減免処理。	削除	事後	賦課機能に含めるため
平成29年7月31日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 97, 106, 109,)	② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(9, 12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 78, 97, 106, 109, 120)	事前	根拠法令の見直しによる

平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている ( 23)件	[○]提供を行っている ( 26)件	事前	提供先見直しによる
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]移転を行っている ( 2)件	[○]移転を行っている ( 4)件	事前	移転先見直しによる
平成30年6月27日	I 2システム5①～③	記載なし	システム5として国保総合(国保集約)システムを追加し、①システムの名称、②システムの機能、③他のシステムとの接続を記載	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	I 3特定個人情報ファイル名	記載無し	「国保総合(国保集約)システム」を追記	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	I 6②所属長	高橋 恒	大塚 滋	事後	時点修正
平成30年6月27日	Ⅱ 1 特定個人情報ファイル名	記載無し	「国保総合(国保集約)システム」を追記	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	Ⅱ 3⑤使用方法	記載なし	【千葉県内の市町村間の転出入の場合】を追記。「情報の突合」欄にも同様に追記	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	Ⅱ 4委託の有無	1件	2件	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	Ⅱ 4委託事項2	記載無し	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務を追加。①～⑥も併せて追加。	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	Ⅲ 2リスクに対する措置の内容	記載無し	国保連合会からの入手における措置を追記	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	Ⅲ 3リスクに対する措置の内容、具体的な管理方法	記載無し	国保総合PCにおける措置を追記	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	Ⅲ 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載無し	国保連合会における措置を追記	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	Ⅲ 7その他の措置の内容	記載無し	国保総合(国保集約)システムの保管・消去を追記	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年6月27日	Ⅲ 9具体的な方法	記載無し	4. 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発を追記	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
令和1年6月27日	I 5②所属長の役職名	大塚 滋	国民健康保険課長	事後	様式改正
令和2年7月10日	I 2システム1③	その他:電話催告システム	削除	事後	契約満了に伴い、システムを撤去したため
令和2年7月10日	Ⅱ 4委託事項1④、⑤、⑥	再委託しない	「再委託する」に変更し、再委託の承諾方法、再委託事項を追記	事後	実態に合わせて修正

令和2年9月1日	I 1②事務の内容	記載無し	(6) 国保連合会を経由した医療保険者等向け 中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	I 2システム5②	記載無し	<p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照）</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者異動情報を送信する。</p>	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	I 2システム6①	記載無し	医療保険者等向け中間サーバ等	事前	利用範囲の変更による修正

令和2年9月1日	I 2システム6②	記載無し	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 …以下省略</p>	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	I 2システム6③	記載無し	[O]情報提供ネットワークシステム	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	I 4法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項、別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条</p>	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務&gt; ・番号法第9条第1項、別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	利用範囲の変更による修正

令和2年9月1日	I 5②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第7号、別表第二</p> <p>① 番号法別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「医療保険給付関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93)</p> <p>② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(9, 12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 78, 97, 106, 109, 120)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「国民健康保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(42, 43, 44, 45)</p> <p>(2) 別表第二省令第25条、第26条</p>	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務&gt;</p> <p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第7号、別表第二</p> <p>① 番号法別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「医療保険給付関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93)</p> <p>② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(9, 12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 78, 97, 106, 109, 120)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「国民健康保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(42, 43, 44, 45)</p> <p>(2) 別表第二省令第25条、第26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	II 3①入手元	記載無し	[ ○ ] その他 (千葉県国保連合会)	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	II 3⑤使用方法	記載無し	(6)オンライン資格確認の準備業務。	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	II 4委託事項2①	記載無し	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	II 4委託事項3	記載無し	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	利用範囲の変更による修正

令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項3①委託内容	記載無し	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項3②委託先における取扱者数	記載無し	10人以上50人以下	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項3③委託先名	記載無し	千葉県国民健康保険団体連合会	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項3④再委託の有無	記載無し	再委託する	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項3⑤再委託の許諾方法	記載無し	委託先の千葉県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、千葉県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)  …以下省略	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項3⑥再委託事項	記載無し	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項4	記載無し	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項4①委託内容	記載無し	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報とひも付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項4②委託先における取扱者数	記載無し	10人以上50人未満	事前	利用範囲の変更による修正



令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項4③委託先名	記載無し	社会保険診療報酬支払基金	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項4④再委託の有無	記載無し	再委託する	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項4⑤再委託の許諾方法	記載無し	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他 本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) …以下省略	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅱ 4委託事項4⑥再委託事項	記載無し	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	(別添1)ファイル記録項目	記載無し	◆オンライン資格確認関係 ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)・券面記載の被保険者証記号・券面記載の被保険者証番号・券面記載の氏名(漢字)・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名・被保険者証裏面への性別記載の有無・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅲ 3'リスク2具体的な管理方法	記載無し	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	利用範囲の変更による修正

令和2年9月1日	Ⅲ 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載無し	<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報とひも付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅲ 7特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載無し	<p>3. 取りまとめ機関における措置</p> <p>支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	利用範囲の変更による修正

令和2年9月1日	Ⅲ 9具体的な方法	<p>4. 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 …一部略 (6)委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>5. サイバーセキュリティに関する教育・啓発 …一部略 (6)委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p>	<p>4. 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 …一部略 (6)委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 (7)教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>5. サイバーセキュリティに関する教育・啓発 …一部略 (6)委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 (7)教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p>	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	Ⅲ 10その他のリスク対策	記載無し	<p>2. 取りまとめ機関における措置 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報とひも付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	利用範囲の変更による修正

令和3年7月26日	Ⅳ 開示請求、問い合わせ	松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課 電話番号 047-712-0141	松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-712-0141	事後	表記統一
-----------	--------------	--	---	----	------

(別紙1)特定個人情報の提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
3	健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二の5の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
6	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
7	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の12の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
8	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の15の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
9	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
10	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
11	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
12	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
13	社会福祉協議会	番号法第19条第7号 別表第二の30の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
14	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号 別表第二の33の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
15	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
16	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
17	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
18	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
19	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の78の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
20	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号 別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
21	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
22	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の93の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
23	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号 別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
24	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号 別表第二の106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
25	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる医療の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
26	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度